資料１

沖縄県こども計画（仮称）について

1.　沖縄県こども計画（仮称）策定の体制について・・・・・・・・・Ｐ１
2.　こども・子育て会議の審議体制・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
3.　沖縄県こども計画（仮称）策定スケジュール・・・・・・・・・・Ｐ３
4.　沖縄県こども計画（仮称）の作業イメージについて・・・・・・Ｐ４
5.　部会の開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
6.　沖縄県こども計画（仮称）の概要・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
7.　沖縄県こども計画（仮称）の名称・・・・・・・・・・・・・・・P14
8.　各部会での主な意見と反映状況・・・・・・・・・・・・・・・・P15

令和７年１月

こども未来部こども若者政策課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

沖縄県こども計画（仮称）策定の体制について

■庁内会議のこども施策推進会議を設置（R5.12）
■外部有識者会議のこども・子育て会議を設置（R6.4）
■マトリックス組織のこども施策調整班を設置（R5.4）
■こども等からの意見表明及びパブリックコメントにより意見を集約

こども・子育て会議（51名）

こども・子育て部会（20名）

＜担当事項＞
こども計画の策定（改訂）、実施、評価に関する審議（困難を抱えるこども部会で審議する事項を除く）

困難を抱えるこども部会（18名）

＜担当事項＞
貧困を始めとする困難を抱えるこどもに係るこども計画の策定（改訂）、実施、評価に関する審議

各部会の検討結果を事務局が総合部会へ報告

総合部会（24名）

各部会の検討結果をとりまとめ

意見

こども施策推進会議（18名）

議長：知事／副議長：副知事／構成員：各部長等
＜所掌事務＞
・こども計画の策定、実施、評価
・こども施策に対するこども等の意見の反映に関すること
・こども施策の推進・連絡調整に関すること

こども若者政策課（事務局）

連携・調整

こども施策調整班（マトリックス組織（庁内関係課））

各部局

知事公室／総務部／企画部／環境部／生活福祉部／こども未来部／保健医療介護部／農林水産部／商工労働部／文化観光スポーツ部／土木建築部／病院事業局／教育庁／県警本部

意見

こどもの意見表明・
関係団体の意見聴取

パブリックコメント

こども・子育て会議の審議体制

こども施策に係る広範な分野を審議するため、こども・子育て会議に4つの部会を設ける。

こども・子育て会議

総合部会

【調査審議事項】

・こども計画の策定（改定）に係る**総括審議**

こども・子育て部会

【調査審議事項】

・こども計画の策定（改定）、実施、評価に関する審議

保育・幼児教育、公教育の充実や、子育てと両立できる雇用環境の整備など、一般的な子育てに関する事項

困難を抱えるこども部会

【調査審議事項】

・こども計画の策定（改定）、実施、評価に関する審議

児童虐待防止や社会的養護、ヤングケアラーへの支援、非行防止対策など、こどもや若者が抱える個々の課題に関する事項

幼保連携型認定こども園部会（既設）

【調査審議事項】

(1)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可に関すること。

(2)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。

(3)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可の取り消しに関する事項

(4)その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

沖縄県こども計画（仮称）策定スケジュール

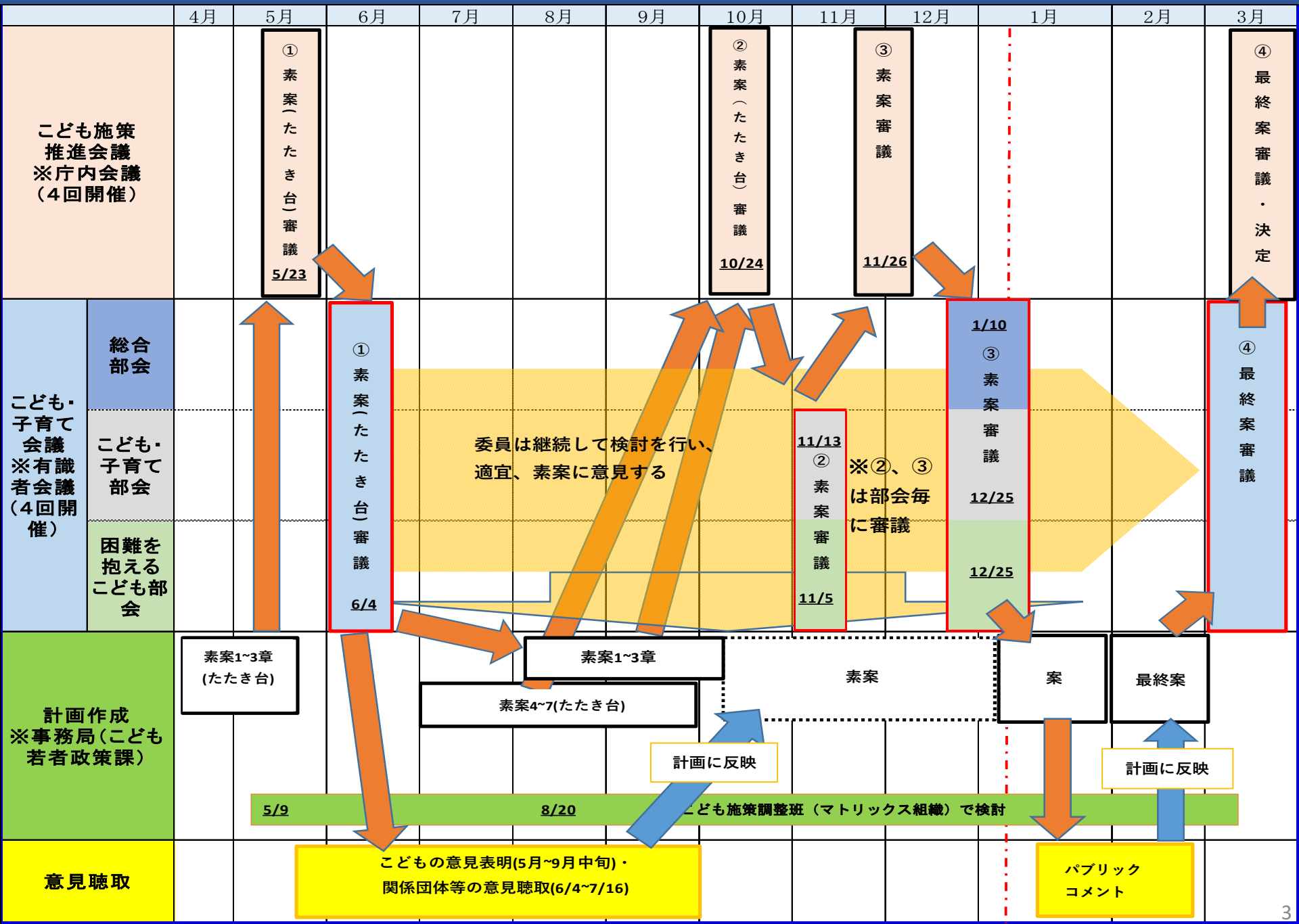

沖縄県こども計画（仮称）の作業イメージについて

R5

たたき台作成
有識者会議等の整理（事務局）

- ✓こども大綱、新・２１世紀ビジョン基本計画、子どもの貧困対策計画等を参考にたたき台を作成
- ✓計画の審議を行う有識者会議・庁内会議の整理

R6

素案（たたき台）作成（事務局）

- ✓計画の素案（たたき台）を、こども大綱や各計画に基づき作成し、マトリックス組織等により内容確認

庁内会議①（5月23日）

- ✓素案（たたき台）の審議
- ✓意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

意見聴取（事務局）（5月中旬～10月上旬）

- ✓こどもたちの意見表明
- ✓関係団体等からの意見聴取

有識者会議①（6月4日）

- ✓素案（たたき台）の審議
- ✓意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

計画素案作成（事務局）

- ✓意見聴取結果を反映し、素案（１～３章）作成
- ✓たたき台（４～６章）を作成

庁内会議②（10月24日）

- ✓素案（たたき台）の審議

有識者会議（部会）②（11月5, 13日）

- ✓素案を審議

庁内会議③（11月26日）

- ✓素案を審議

有識者会議（部会）③（12月下旬～1月上旬）

- ✓素案を審議　③12月25日、１月10日開催

案作成・意見聴取（事務局）（1月～2月）

- ✓有識者会議の審議を基に計画案を作成
- ✓パブリックコメントを踏まえ、最終案を作成

有識者会議④（3月中旬）

- ✓最終案の審議

庁内会議④（3月下旬）

- **✓最終案を審議し計画の策定**

部会の開催概要

合同開催（総合部会、こども・子育て部会、困難を抱えるこども部会）

第１回

日時：令和６年６月４日（火）10：00-12：00
場所：沖縄県庁４階講堂
議題
ア　沖縄県こども・子育て会議 会長の選任について
イ　沖縄県こども・子育て会議 運営要領の制定について
ウ　沖縄県こども・子育て会議 各部会の委員指名について
エ　沖縄県こども計画（仮称）策定に向けた今年度の取組について
オ　沖縄県こども計画（仮称）素案たたき台について

総合部会

第２回

日時：令和７年１月１０日（金）10：00～12：00
場所：沖縄県南部合同庁舎　５階会議室
議題
ア　総合部会 部会長の選任について
イ　沖縄県こども計画（仮称）素案について

部会の開催概要

こども・子育て部会

第２回

日時：令和６年11月13日（水）9:30～12:30
場所：沖縄県男女共同参画センターてぃるる　１階　てぃるるホール
議題
　ア　こども・子育て部会 部会長の選任について
　イ　沖縄県こども計画（仮称）第１～３章 素案について
　ウ　沖縄県こども計画（仮称）第５～６章 素案たたき台について
　エ　沖縄県こども計画（仮称）第４章素案たたき台について
　オ　黄金っ子応援プラン「沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画」関連施策の進捗について

第３回

日時：令和６年12月25日（水）14:00～16:00
場所：八汐荘　中会議室（４階）
議題：沖縄県こども計画（仮称）素案について

困難を抱えるこども部会

第２回

日時：令和６年11月５日（火）9:30～12:30
場所：沖縄県市町村自治会館４階 第２、第３会議室
議題
　ア　困難を抱えるこども部会 部会長の選任について
　イ　沖縄県こども計画（仮称）第１～３章 素案について
　ウ　沖縄県こども計画（仮称）第５～６章 素案たたき台について
　エ　沖縄県子どもの貧困対策に関する中間評価
　　（沖縄県子どもの貧困対策計画（第２期：R４～R８））

第３回

日時：令和６年12月25日（水）10:00～12:00
場所：八汐荘　中会議室（４階）
議題：沖縄県こども計画（仮称）素案について

沖縄県こども計画（仮称）の概要

（計画期間：令和7年度～令和11年度）

趣　旨（第１章）

○国においてこども施策の基本理念や基本事項等を定めた「こども基本法」が施行（R5.4）
○国においてこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を策定（R5.12）
○都道府県は、こども大綱を勘案し、こども計画を定めることが努力義務
○こうした経緯を踏まえ、沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」及び「黄金っ子応援プラン」の既存計画に加え、少子化対策やこども・若者育成支援等の施策を統合し、幅広いこども施策を一体的にとりまとめた「沖縄県こども計画（仮称）」を令和７年３月に策定予定

基本理念（第１章）

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現

～「沖縄の目指す社会」～
Ⅰ　すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参加する機会が確保される「こどもまんなか社会」
Ⅱ　すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長していける「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」
Ⅲ　すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
Ⅳ　仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

基本方針（第１章）

１　こどもの人権尊重　／　２　こどもの意見表明・社会参画
３　ライフステージに応じた切れ目のない支援
４　環境に左右されることのない支援
５　こどもを取り巻く環境整備
６　こどもをまんなかとしたネットワークの構築

計画の位置付け（第１章）

○こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県におけるこどもの貧困対策についての計画」
○子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県こども・若者計画」
○子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
○「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画

こども施策に関する重要施策（第３章）

こども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示。沖縄県の最重要課題であるこどもの貧困対策を特出し。
１　ライフステージを通した重要施策
２　ライフステージ別の重要施策
（1）こどもの誕生前から幼児期まで
（2）学童期・思春期
（3）青年期
３　子育て当事者への支援に関する重要施策
４　最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）

子ども・子育て支援事業支援計画（第４章）

質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要するこどもの養育環境の整備等の支援等を行う。

こども施策を推進するために必要な事項（第５章）

１　こども若者の社会参画・意見表明
（こども・若者の意見の施策への反映、こども・若者の各種審議会等への登用等）
２　こども施策の共通の基盤となる取組
（こども施策に関する調査、こども・若者等に関わる人材の確保・育成等、地域における支援体制の構築等）
３　施策の推進体制
（こども施策調整班（マトリックス組織）、国・市町村等との連携、子どもの貧困対策推進基金、こども施策推進会議及びこども・子育て会議による施策の分析・評価等）

指　標（第６章）

１「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標（「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合など）
２　こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標
（困窮世帯の割合、こどもの権利条約の認知度など）

沖縄県こども計画（仮称）の概要

第１章　計画の策定にあたって

１ 計画策定の趣旨　２ 基本理念　３ 基本方針　４ 計画の位置づけ　５ 計画の期間　６ 計画の対象

第２章　こども・若者を取り巻く現状と課題

１ 人口の現状　２ 子育て環境の現状と課題　３ こどもの貧困を取り巻く現状と課題

４ 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

第３章　こども施策に関する重要施策

１ ライフステージを通した重要施策

２ ライフステージ別の重要施策　(1) こどもの誕生前から幼児期まで　(2) 学童期・思春期　(3) 青年期

３ 子育て当事者への支援に関する重要施策　４ 最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）

第４章　子ども・子育て支援事業支援計画

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

第５章　こども施策を推進するために必要な事項

１ こども・若者の社会参画・意見反映　２ こども施策の共通の基盤となる取組　３ 施策の推進体制等

第６章　こども計画に関する指標

１ こども計画に関する指標及び目標値

第７章　個別施策集

※第３章、第６章の各施策・指標を各計画等に紐付けて整理し可視化する

施策	こどもの貧困解消に向けた対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
△△対策	○	○	ー	○

沖縄県こども計画（仮称）の概要　第3章再構成イメージ

素案たたき台（R6.6.4）

第３章　こども施策に関する重要施策

2　ライフステージ別の重要施策

(1)　こどもの誕生前から幼児期まで

（変更後）
● 項・目毎（(1)・ア等）において
施策における課題・方向性を総括したリード文を記載

①　妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

（こども家庭センターによる切れ目のない支援）
・市町村において母子保健、児童福祉、子育て等各担当職員及び関係機関等との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実が図れるよう母子健康包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置及び母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」への移行を支援する。

・センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組む。

（妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化）
・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行う。（再掲）

・全ての
健康包括
同センタ
係者等の

（変更前）各取組を箇条書き
（変更後）
● 節・項・目・番号（１-(1)-ア-①等）に再整理
● 文章化

する母子
案のため、
に関わる関

修正案

第３章　こども施策に関する重要施策

2　ライフステージ別の重要施策

(1)　こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組みます。

ア　妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

①　こども家庭センターによる切れ目のない支援

母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組みます。

②　妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組みます。

また、こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

こどもの貧困対策に係る今後の施策について

＜課題と展開方向＞

- これまで、乳幼児期からこどもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援に繋げる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につながっていないこどもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要がある。

- 貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差を是正する必要がある。

- 支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要がある。

- これまでの窓口等での相談体制や、拠点での支援体制のみではつながりにくいこどもや家庭が、必要な支援へとつながるよう、アウトリーチ型の支援など、家庭の状況に応じた支援の仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 社会資源の偏在が見られることから、住んでいる地域によって、受けることができる支援や学習、体験に格差が生じないよう社会資源の整備に取り組む必要がある。

＜今後の施策の柱＞　⇒計画第３章へ反映

ライフステージに応じた施策の充実強化

- 親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
- 各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に実施

貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

- こどもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つための支援

学習・進学支援　体験・交流の機会創出

多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

- 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化

地域における社会資源の創出

つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援

困難を抱える若者への支援

早期に支援につなげる仕組みの構築

第６章　こども計画に関する指標

■既存計画である子どもの貧困対策計画及び子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）に関する指標に加え、こども大綱を勘案し、指標を設定する。
■こども大綱において、指標は「「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」の２種類が設定されているため、県計画も大綱にあわせて２種類設定する。

１　「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標

→こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標で、当事者の意識を図るもの

✓ 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合等、９の指標を設定
✓ こども大綱に定める「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を基に作成

２　こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

→こども・若者や当事者の状況を客観的に図るもの

✓ 沖縄こども調査による困窮世帯の割合等、94の指標、27の参考指標※を設定

※参考指標とは、毎年度の現状値は把握するが目標値を定めていないもの。PDCAの評価対象外となる。

✓ 下記の指標を勘案し作成

・こども大綱に定めるこども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標
・沖縄県子どもの貧困対策計画（第２期）（45の指標、19の参考指標）
・第２期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画（38の指標）

沖縄県こども計画（仮称）の概要

第７章　個別施策集

■第３章こども施策に関する重要施策、第６章こども計画に関する指標について、各計画等に紐付けて整理する
■こども計画で取りまとめた施策がどの計画等に紐付く施策かを可視化

第７章　個別施策集

ここでは、第３章こども施策に関する重要施策、第６章こども計画に関する指標について、こどもの貧困の解消に向けた対策計画、少子化社会対策、子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事業支援計画のどの計画（対策）に位置づけられる施策かを掲載しています。

１　ライフステージを通した重要施策

(1)　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第６章から転記

指標名	基準値	目標値
こどもの権利条約の認知度	（小５）24.8% （中２）39.8%	全国平均
こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること	29.1%	59.1%

ア　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第３章から転記

施策		こどもの貧困の解消に向けた対策計画	少子化社会対策	子ども・若者育成支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
①	こどもの権利に関する周知・啓発	○	○	○	○
②	人権教育の推進			○	
③	こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築			○	

該当する施策に○

沖縄県こども計画（仮称）の概要

資料編

■資料編として、施策体系図、用語集、意見表明に協力した機関等について、今後作成

沖縄県こども計画（仮称）第３章施策体系

１　ライフステージを通した重要施策				No.
（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等				
	ア　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	①	こどもの権利に関する周知・啓発	3−1−(1)−ア−①
		②	人権教育の推進	3−1−(1)−ア−②
		③	こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築	3−1−(1)−ア−③
（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり				
	ア　遊びや体験活動の推進	①	遊びや体験の機会の場の創出	3−1−(2)−ア−①
	イ　こどもまんなかまちづくり			3−1−(2)−イ
	ウ　こども・若者が活躍できる機会づくり	①	キャリア教育の推進	3−1−(2)−ウ−①
		②	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	3−1−(2)−ウ−②
		③	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	3−1−(2)−ウ−③
		④	理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進	3−1−(2)−ウ−④
		⑤	生涯学習の取組推進	3−1−(2)−ウ−⑤
		⑥	特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援	3−1−(2)−ウ−⑥
		⑦	在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援	3−1−(2)−ウ−⑦
	エ　こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消	①	教育を通じた男女共同参画の推進	3−1−(2)−エ−①
		②	性の多様性に関する理解促進、啓発	3−1−(2)−エ−②
		③	理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組	3−1−(2)−エ−③
		④	固定的な性別役割分担意識の解消	3−1−(2)−エ−④
（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供				
	ア　プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進	①	性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進	3−1−(3)−ア−①
		②	妊産婦及び乳幼児への保健対策	3−2−(3)−ア−②
		③	「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発	3−1−(3)−ア−③
		④	特定妊婦等への支援	3−1−(3)−ア−④
	イ　慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援			3−1−(3)−イ
（4）障害児支援・医療的ケア児等への支援				
	ア　障害児支援・医療的ケア児等への支援	①	地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加	3−1−(4)−ア−①
		②	障害や発達の特性の早期発見・把握	3−1−(4)−ア−②
		③	地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援	3−1−(4)−ア−③
		④	専門的支援が必要なこどもへの支援の強化	3−1−(4)−ア−④
		⑤	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進	3−1−(4)−ア−⑤
		⑥	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実	3−1−(4)−ア−⑥
		⑦	思春期支援から一般就労等への円滑な接続	3−1−(4)−ア−⑦
		⑧	保護者やきょうだいへの支援	3−1−(4)−ア−⑧

沖縄県こども計画（仮称）の名称

✓ 計画の名称については、素案たたき台において「沖縄県こども計画（仮称）」

✓ 沖縄県こども・子育て会議の委員から、名称について、

「こども計画」⇒「こども・若者計画」とする、修正意見が出ている。

※「こども」だけだと、どうしても「乳幼児期、学童期、思春期」を連想してしまう。

「若者」を明記した方がよい。

✓ 当該計画は、支援の対象となるこども・若者の範囲を以下のように定義しており、乳幼児期、学童期、思春期のみならず、青年期も対象としている。

第１章　６　計画に基づく支援の対象となる者

本計画におけるこども・若者の範囲は、**０歳からおおむね30歳未満とし**、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、**「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象**とする。）で区分します。

✓ 当該計画が、「青年期」までを対象とする計画であることを分かり易く示すため、

計画の名称については、**「沖縄県こども・若者計画」**とする。

✓ 計画の愛称について、こどもたちから募集を行う。

年明けから募集を開始し、３月末の計画最終案の決定とともに愛称の決定を行う。

各部会での主な意見と反映状況

項目・分野	主な意見（部会・委員 ※敬称略）	反映状況
①基本理念	● **表明された意見を「尊重」することが重要である。** （困難・比嘉昌哉）	第１章-2-Ⅰ　P2 ➢ **こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「こどもまんなか社会」** 第１章-3-(2) こどもの意見表明・社会参画　P3 ➢ **表明された意見を尊重し、こども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けてこどもとともに取り組んでいきます。**
	● **こどもにとって将来だけでなく、「今」が大切である。** （困難・山野良一、横江崇）	第１章-2-Ⅲ　P2 ➢ **すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会** 第１章-3-(4) 環境に左右されることのない支援　P3 ➢ **こどもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、**
	● **仕事と家庭の両立と所得向上（手段）があって、安心してこどもを産み育てることができる（目的）。** （困難・横江崇、総合・銘苅桂子）	第１章-3-Ⅳ　P2 ➢ **仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会**
②基本方針	● **こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しすることに取り組む必要がある。** （困難・横江崇）	第１章-3-(1) こどもの人権尊重　P2 ➢ **こどもたちの自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しし、こどもにとっての最善の利益を実現していきます。**

各部会での主な意見と反映状況

項目・分野	主な意見（部会・委員 ※敬称略）	反映状況
③こどもの権利	● 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の認知度を把握していくべき。（困難・山野良一） ● こども基本法の背景にある権利条約を触れておくべき。（困難・横江崇）	第３章-1-(1)-ア-① こどもの権利に関する周知・啓発　P51 ➢ こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、… 第１章-1　P1 ➢ 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、…
	● 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例に係る権利侵害の取組を盛り込むべき。（困難・山野良一、横江崇）	第３章-1-(1)-ア-③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築　P51 ➢ こどものあらゆる権利が侵害されることがないよう、「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。 第１章-1 計画策定の趣旨　P1 ➢ 取組経緯として、県条例を追記
	● 権利が侵害された場合の、独立した相談救済機関の設置を促進すべき。（困難・山野良一）	第３章-1-(1)-ア-③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築　P51 ➢ こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関（社会福祉審議会等）の権能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。
④児童虐待	● 児童相談所と市町村の連携強化が強く求められている。（困難・山野良一）	第３章-1-(5)-ア-② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化　P63 ➢ 児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を配置し、要保護児童対策地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上に取り組みます。
⑤社会的養護	● 社会的養護下にあるこどもとの信頼関係構築と、安心して意見が言える環境づくりが大切である。（困難・狩俣みつ穂、上野さやか）	第３章-1-(5)-イ-④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重　P67 ➢ こどもの権利擁護に向けた環境を整備するため、児童相談所や児童養護施設等に意見表明等支援員（アドボケイト）が、定期的に訪問すること等により、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

各部会での主な意見と反映状況

項目・分野	主な意見（部会・委員 ※敬称略）	反映状況
⑥安全な保育	● **認可外保育施設の安全確保に取り組むべき。**（子育て・高村滋人）	第３章-2-⑴-イ-④ 幼児教育・保育の質の向上　P78 ➢ **認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。**
⑦ 担い手の メンタルヘルス	● **教員が働きやすい体制の改革が必要である。**（困難・山野良一） ● **教育やこども支援施設等の従事者のメンタルヘルスの安定、精神的負担の軽減が必要である。** （困難・山田照子）	第３章-2-⑵-ア-③ 学校における働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組の推進　P82 ➢ **教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、こどもたちへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。** 第５章-2-⑵-② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア　P131 ➢ **こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルヘルスケアに取り組みます。**
⑧学校給食	● **地域格差を生まないよう、県として無償化を進める姿勢を示すべき。** （総合・松本哲治、与那嶺清子、子育て・松本真子）	第３章-2-⑵-ア-⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化　P83 ➢ **子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校等に支援していきます。**
⑨ こどもの居場所	● **地域に根付いた居場所（児童館、公民館等）の有効活用も必要である。** （困難・山田照子） ● **既存の塾や習い事等もこどもの居場所になりえる。費用負担も含めて支援が必要である。**（困難・宇根美幸）	第３章-2-⑵-イ-① 多様なこどもの居場所づくりの推進　P83,84 ➢ **児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組む…** ➢ **放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、こどもにとっての居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、多様なこどもの居場所づくりに向けて取り組みます。**
⑩小児医療	● **小児救急医療は逼迫しており、電話相談以外も追記すべき。** （子育て・安藤美恵）	第３章-2-⑵-ウ-① 小児医療体制の充実　P84 ➢ **小児救急医療が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、…救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医療提供体制の確保に取り組みます。**

各部会での主な意見と反映状況

項目・分野	主な意見（部会・委員 ※敬称略）	反映状況
⑪不登校対策	● 不登校の急増に対応が必要である。フリースクール等での出席扱いなど整理し、多様な学び方への支援が必要である。（子育て・島村聡）	第３章-2-(2)-カ-② 相談支援、学習支援体制の整備　P89 ➢ フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。
⑫ 体験機会の確保	● こどもの体験・学びの機会を確保するため、経済的な支援も必要である。（困難・新崎峰子）	第３章-4-(1)-イ-② 体験・交流の機会創出　P111 ➢ 経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、こどもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。
⑬保育士の確保	● 保育士等確保の取組を再検討し充実させる必要がある。 （子育て・松本真子、困難・狩俣みつ穂）	第４章-6-(2) 教育・保育等従事者の確保　P125 ➢ 学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。
⑭ 意見表明しやすい環境整備	● こども・若者が意見表明しやすい環境整備について、全国の先行事例に学び、県内で広めてほしい。 （困難・山野良一）	第５章-1-(1)-① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成　P127 ➢ 国が作成したこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について周知に取り組みます。
⑮ 担い手の確保・育成・支援	● 支援者に対するケアや、取組を深めるためのスーパービジョンなども広げる必要がある。 （困難・松本大進、困難・比嘉昌哉、困難・前川英伸）	第５章-2-(2)-① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上　P130 ➢ それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。 ➢ 担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。
⑯多分野連携	● 特に教育と福祉の連携を強化する仕組みは強調するべき。 （困難・本村真）	第５章-2-(3)-① 関係機関・団体のネットワークの構築　P131 ➢ こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。